

2023年1月19日

法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会御中

一般社団法人 Spring
代表理事 佐藤 由紀子
東京都千代田区平河町一丁目6番15号 USビル8階
E-mail:lobbying@spring-voice.org

法制審議会刑事法(性犯罪関係)部会

第13回会議配布資料 試案(改訂版) に対する Spring の見解

この間、刑事法（性犯罪）部会の委員、幹事の皆様におかれましては、性犯罪に適切に対処するため、そして性暴力被害当事者の実態に即したものとするための法整備の在り方について議論を尽くしていただいていることに、深く感謝申し上げます。

また、議論を通じて委員の皆様が性暴力被害当事者の実態についてより正確に把握するために長期ご尽力いただいた結果、私たちの切実な要望、思いを受け止めてくださり、刑法の条文案に「同意しない意思」という文言が加わったことや、性交同意年齢の引上げ等に至ったことについては、大変嬉しく、歓迎しております。

2023年1月17日、刑法改正に向けた試案改訂版が公表されたことを受け、見解を述べさせていただきます。

改正試案で大きく前進した点としては、以下の内容があげられます。

- ・性犯罪の処罰規定の本質が、「被害者が同意していないにもかかわらず性的行為を行うことにある」と委員の間で一致したこと
- ・上記の一致により、これまで「暴行脅迫」要件しかなかったことで、その要件に強く刑事司法関係者が引きずられ、同意がない性行為だったにも関わらず、警察が被害届を受理しない、検察が起訴しない、裁判では暴行脅迫の判断にばらつきが生じ、「不同意」が認定されても無罪とされる事例が多々あった状況が、今回の改正案で、「不同意」の認定に重きを置いた運用となる可能性が示されたこと
- ・地位関係性を利用した性犯罪の規定が創設されたこと
- ・性交同意年齢が13歳未満から16歳未満に引き上げられたこと
- ・公訴時効が、まだ不十分ではありますが、5年延長され、被害時から18歳までの期間を加算されたこと

以下、さらに改正が必要な部分も含め、より詳しく述べていきます。

第1-1 暴行・脅迫要件、心神喪失・抗拒不能要件の改正について

「不同意性交等罪」への前進

今回の試案改訂版は、「同意しない意思」を用いた表現になっている点は大きな前進であり、「不同意性交等罪」と言えるものになっていることに賛意を表します。

これにならい「相手か`同意していないにもかかわらず性的行為を行ったものは処罰される」という、性犯罪の処罰規定の本質が、メッセージとして国民全体にしっかり伝わるよう、罪名を「不

同意性交等罪」にすべきと考えます。

一方で、懸念点も持っております。

(1) 「全うすることが困難」の意味が不明瞭である点について

1つは、「実現することが困難」から「全うすることが困難」に変更になっていますが、これがどんな状態や行為を示すのか不明瞭であるという点です。これは、第10回会議議事録p14にあるように、「そもそも性行為が嫌だという意味自体が形成できない場合、あるいは嫌だと思ってもそれを外部に表明できない場合と、それを外部に表明し、抵抗したけれども失敗した場合というのは、全く等価値」として裁かれる、という理解でよいのでしょうか。すなわち、被害者が同意しない意思のもと「NO」と言ったにもかかわらず、加害者に強引に迫られ、最終的に性行為にいたってしまった場合も、処罰範囲に含まれるということでしょうか。もしそうであれば明確な「No Means No」の行為規範となる条文として評価できますが、そのような理解でよいのかどうか、意味を明確にしていきたいです。この点が明確になっていないと、“嫌よ嫌よも好きのうち”

(No Means Yes) といった古い文化が今後も残りがねず、捜査機関が被害者に「最初はNOと言ったが、最終的には同意していたのではないか」等といった二次加害ととられるような不必要な質問を今後も被害者にしなければならなくなる恐れがあり、被害者が傷つけられる事態が続くことを懸念します。

(2) 相手の意思を全く顧慮・確認せずに性行為を強いて、「同意だと思い込んでいた」と主張する加害者の問題

検討会のとりまとめ報告書にもあったように、「そもそも、我が国では、「性的同意」という概念が浸透しておらず、社会的に何を性的行為の同意と見るかが曖昧で、明確な拒絶の意思表示がないことが同意を示すものではないということが理解されていない(原文ママ)」、といった現状があります。そのもとで、今後も加害者が相手の意思を全く顧慮・確認しないまま性行為に及んだ挙句、「相手が同意していると思い込んでいた」と主張することにより、故意阻却(わざとではない)と判断され、甚大な被害はあるのに処罰はなしという状況¹が、今後もずっと続くのではないかという懸念はぬぐえません。この懸念を払しょくするべく、2014年のイスタンブール条約の発効から、近年はスウェーデンやフィンランド型のように「自発的に参加していない者に対し、性行為をした者は処罰する」といった条文へと、刑法を改正する国が続いています。日本でも、今回の改正を契機に、さらに見直しをすすめて、性行為をしようとする側が相手に対して、その行為についての自発的な意思をしっかりと確認しなければ罰せられる、という規定に変えていく必要があると考えています。

スウェーデンでは、「同意のない性行為」の加害者も被害者もうまないために、政府が主導となって予算を組み、「性的同意」とは何かのキャンペーンを行い、新しい刑法の処罰対象についての周知徹底を行いました。日本でもぜひ今回委員の皆さんの間で一致した、「性犯罪の処罰規定の本質＝被害者が同意していないにもかかわらず性的行為を行う者は処罰されること」の周知徹底、啓発が政府主導で行われることを望んでいます。そして今回の改正後も、実態を後追い調査して、運用のばらつきが改善され、当罰性のある加害者はしっかりと裁かれるように、裁かれていないので

¹ 2014年12月11日 福岡高裁宮崎支部判決、2019年3月19日 静岡地裁浜松支部判決

あればさらに見直すべきとして確実に見直されるように、その精査の仕組みを構築していただきたいです。

(3) 刑事司法関係者が共通の認識を持てるか

3つ目の懸念は、この条文を全国各地の刑事司法関係者が読んだ時、共通の認識が果たして持てるのかという点です。すべての刑事司法関係者に、いま内閣府と文科省で啓発されている「性暴力」（同意のない性行為）の定義について周知徹底していただき、刑事司法の場面でも等しく、「同意のない性行為は暴力であり、処罰の対象である」という認識を同一のものとしていただきたいと考えます。

第1-2 刑法第176条後段及び第177条後段に規定する年齢（性交同意年齢）の引上げについて

「対処能力が不十分であることに乗じて」という実質要件が除かれたことは歓迎します。ただ、年齢差要件は5歳差では大きすぎます。せめて3歳差としてほしいです。

第1-3 相手方の脆弱性や地位・関係性を利用して行われる性行為に係る罪の新設について

第1-1の例示列挙事由に地位関係性が明記されたことは前進ですが、脆弱性や地位・関係性を利用した処罰規定の新設に至らなかったことは残念です。

第1-1の例示列挙事由にある「経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること」では、具体的にどんな関係性及び状態を示すのか不明瞭です。

それにより、「不利益を憂慮させる程の影響力ではなかったのではないか」あるいは「加害者がその影響力を認識していなかった」等として無罪あるいは不起訴とされる場合があるのではないかと懸念します。

少なくとも教師と生徒、施設職員と利用者(入所者)、主治医と患者、カウンセラーとクライアント、宗教指導者と信者等といった対等性のない関係は「例外なく自由な意思決定ができない」(たとえそのとき同意していたとしても処罰の対象となる)地位関係性として、監護者性交等罪と同等の犯罪類型として処罰規定を創設するべきであると考えます。

第2-1 公訴時効の見直しについて

前回試案から変更されていないことについて、私たち被害者の声が届かず、当団体が性被害者に対象に行った大規模実態調査の結果が反映されなかったこと、残念に思います。このままでは被害者が社会から見過ごされ、性暴力の実態が掴めないという問題を放置することにもなり看過できません。

試案では現行法の公訴時効に5年延長され、18歳未満の場合は18から被害時年齢を引いた年数がさらに加算される案になっていますが、これでもあまりに短く、被害実態に見合っておりません。

試案をもとに仮に8歳で被害にあった場合を例にあげると、時効は25年になり、33歳を超えてしまうと公訴不可能となります。しかし、一般社団法人Springが行った実態調査では、挿入を伴う性被害の認識年数に26年間以上かかったケースが799件中35件で4.38%、また、31年以上かかったケースが同19件、約2.38%ありました。幼いときの性被害が何十年も経ってから記憶によみがえるというケースは少なくありません。

性被害は、被害から何年経っても心身に刻まれた深刻なトラウマが消失するわけではなく、むしろ被害者がその後を生きる上で、年齢を重ねる過程において、深刻な悪影響をもたらし続けます。また、年数を経て様々なきっかけで自身の性被害を認識できたとしても、加害者から植え付けられた恐怖や恥、自責感、罪悪感や自罰感情などからすぐに加害者を訴えられるわけではありません。精神的な治療や心理的ケアをさらに何年も重ねて、ようやく訴えられる可能性が出てくるのが実態です。

こういったことから、イギリスでは性犯罪に公訴時効がなく、スイスでは12歳未満の児童に対しての性犯罪は時効が撤廃されています。ドイツは30歳まで時効停止で51歳まで公訴可能、フランスは成人してから時効が開始されて30年、48歳まで公訴可能となっています。日本においても、性犯罪被害者が何歳になっても公訴する権利を等しく与えられるよう、時効は撤廃してください。それがどうしても叶えられない場合は、最低でも現行法の公訴時効より15年延長し、被害時に18歳未満だった場合は試案の通り18から被害時年齢を引いた年数がさらに加算され、43歳まで公訴可能とすることを強く求めます。

・「証拠の散逸」の問題

公訴時効を延長すると「証拠の散逸」が問題だと議論されますが、技術の進歩によるDNA鑑定や、小児性虐待者の画像や動画保存が長期に残されて証拠として残っているにも関わらず裁かれなない場合があります。証拠が明らかになっている場合に、当罰性のある行為が正当に裁かれる仕組みを求めます。

・諸外国の改正後の進展状況

前回の法制審ではドイツやフランスは時期的に公訴時効の停止または延長の改正をしたばかりで不明な点が多く参考にならないとの議論がなされ、検討に至りませんでした。しかしドイツが公訴時効を改正したのは2016年、フランスは2018年であり、現在一定年数が経過しており調査が可能であると思われるため、今後しっかりと調査を行うことを求めます。

ドイツで時効停止を21歳から30歳に改正した根拠として、児童期性虐待被害者のためのコールセンターに問い合わせた人の平均年齢が46歳であったという調査結果があげられています。

またフランスでは、20年から30年に公訴時効を延長した理由として、

- ① 18歳から38歳までという年齢の段階は、人生において、小さい子どもの子育て中又は家庭責任を有する時期であることが想定され、被害者は司法手続を行うことが困難である
 - ② 被害者が身を守るために精神的な外傷性健忘症を発症することを考慮すべきであり、精神的な外傷性健忘症は40歳以降に改善される場合が多い
 - ③ 暴力が家庭内で行われた場合、それが暴力であることを認識し、家庭内にいる加害者を告発できる状態になるまでに多くの時間を要する
- などが挙げられており²、これらの状況は日本でも同様であり、大いに参考にして実態調査をすべきであると考えます。

² フランスにおける性犯罪防止対策強化 —性的暴力及び性差別的暴力との闘いを強化する2018年8月3日の法律第2018-703号—
<https://dl.ndl.go.jp/contents/11249608/7788d367-c304-4ca7-854a-4fe00433fd15/031b4168-8f08-4df7-a67b-0e4e946bea86/031b4168-8f08-4df7-a67b-0e4e946bea86.pdf>

・「権利行使可能性」の観点

とくに上記フランスの公訴時効延長理由②および③については「権利行使可能性の観点」から十分に考慮されるべきです。幼少期からの長期にわたる性虐待の影響で、成人してからも公訴権を行使することが不可能な状態が長く続くという性被害当事者の実態があるなか、公訴権行使が不可能な期間は時効の進行を停止するという判断は当然検討されるべきものであり、今後の検討課題として議論していただくと強く求めます。

・「5年延長」の根拠の問題

5年延長の根拠として、内閣府調査（法制審議会第4回配布資料p82）を元にしており、相談できた被害者の「大部分が被害から5年の間に相談」がなされているからとのことですが（法制審議会第7回会議議事録p22）、そもそも相談もできなかった方が女性では約6割、男性では約7割いたこと、また実際に相談するまで10年以上かかっている方が一定存在することが無視されています。³

さらに相談ができた相手は友人・知人が最も多く、次に家族・親戚となっているだけであって、警察に相談できているわけではありません。警察に相談できたのは全体のわずか5%です。被害者の9割以上が公訴権を行使できていません。先ほど述べた公訴権行使が可能な状態になっていない被害者の実態を考慮に入れるべきです。一般社団法人Springが行った調査では、警察に相談できたのは被害に遭ってから約10年後という調査結果が出ています。幼少期に性被害に遭い、10年以上たつて、やっと身近な人に相談できても、それから警察に相談し、公訴権が行使できるようになるまでには、また相当数の年月を必要とするのが性暴力被害当事者の実態です。この実態について、さらに詳しく調査を行うことを強く求めます。

他の諮問項目についても、今後法が運用されていく過程で問題がないか検証を行っていく必要があります。Springとしても注視してまいります。

以上

³ 男女間における暴力に関する調査 報告書（抜粋） <https://www.moj.go.jp/content/001363817.pdf>